様式第７（第５条第５項関係）（令２総省財厚労農水経産国交環省令１・全改）

講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容の公表

１　講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容

２　事業環境の整備に係る措置の整備の見通し

３　その他

（記載要領）

「１　講ずる必要があると判断した事業環境の整備に係る措置の内容」中、事業環境の整備に係る措置に関する提案を行った者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。